

RM インフォメーション VOL.19 INFORMATION 2004. 7

●発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

7 月 号 C O N T E N T S

- 認定緩和で高まる企業の労災リスク
- リスクファイナンスとしての保険活用 第18回「2種類のPL保険②」
- 経営者のためのリスクマネジメント講座 第19回「リスク対策①」
- 時流を読む 「米国の再現？医賠償赤字139億円 他」

過労死・過労自殺問題の企業リスク管理の重要性

認定緩和で高まる企業の労災リスク

厚生労働省によると、2003年度に脳・心臓疾患などによる過労死で労災認定を受けた件数は過去2番目に多い157件に上り、過去最多の160件だった2002年度と同水準に高止まりしました。

近年の認定件数増加には、2001年12月の過労死認定基準の改正が大きく影響しています。

たとえば脳・心臓疾患発症前の、仕事負担の調査対象期間は、改正前は1週間程度であったのに対し、改正後は6ヶ月と大きく広がりました。

時間外労働時間についても、「発症前1ヶ月間に100時間以上、2ヶ月ないし6ヶ月間に80時間以上の時間外労働があれば、業務との関連性が強い」など、具体的な評価基準を定めています。

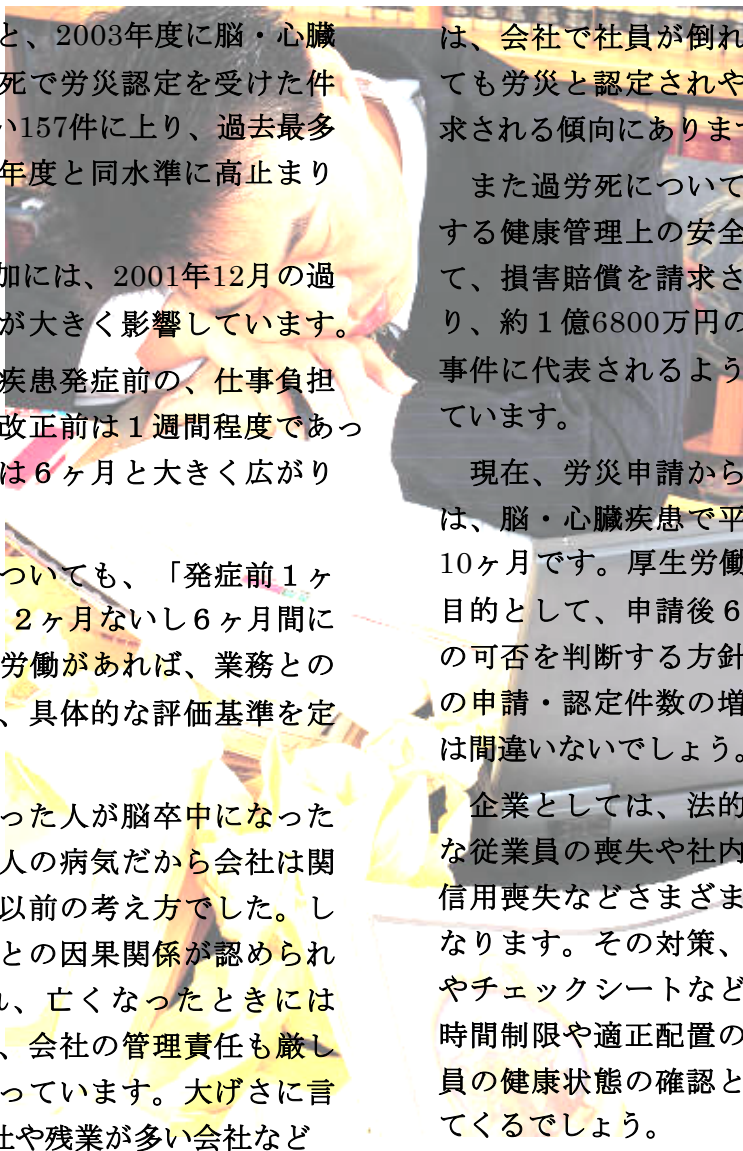
もともと高血圧だった人が脳卒中になったとしても、それは本人の病気だから会社は関係ないというのが、以前の考え方でした。しかし現在では、仕事との因果関係が認められれば労災と認定され、亡くなったときには「過労死」と呼ばれ、会社の管理責任も厳しく問われるようになってきました。大げさに言えば、労災が多い会社や残業が多い会社など

は、会社で社員が倒れば家庭内の過労であっても労災と認定されやすく、会社の責任が追求される傾向にあります。

また過労死については、会社が従業員に対する健康管理上の安全配慮義務を怠ったとして、損害賠償を請求されるケースが増えており、約1億6800万円の賠償金を支払った電通事件に代表されるように、賠償額も高額化しています。

現在、労災申請から認定までにかかる時間は、脳・心臓疾患で平均8ヶ月、精神障害で10ヶ月です。厚生労働省は遺族の早期救済を目的として、申請後6ヶ月以内を目標に決定の可否を判断する方針を固めています。今後の申請・認定件数の増加に拍車がかかることは間違いありません。

企業としては、法的責任だけでなく、優秀な従業員の喪失や社内士気への影響、社会的信用喪失などさまざまなリスクを負うこととなります。その対策、具体的にはマニュアルやチェックシートなどを作成した上で、労働時間制限や適正配置の徹底はもちろん、従業員の健康状態の確認と配慮が必要になってくるでしょう。



リスク ファイナンス としての 保険活用

第18回 2種類のPL保険

今回は、PL保険には「事故発生ベース」と「損害賠償請求ベース」という2つの方式があること、そして更改のやり方によっては、補償に空きが生じてしまうおそれがあることを説明しました。

今回もこの2つの方式の特徴を軸に、PL保険を継続する上での注意点について説明します。

損害賠償請求ベースでは、

①あらかじめ設定した遡及日以降に発生した事故で、

②保険期間内に損害賠償請求される

この2点が補償の条件となります。通常は保険契約の開始日を遡及日とし、以降切れ目なく契約を継続すれば、初年度の遡及日そのまま適用されます。つまり、更改時に事故発生ベースに切り替えたり、更改手続きが遅れてしまうと、遡及日がリセットされてしまうので注意が必要です(図参照)。

また、損害賠償請求ベース同士の切り替えであっても、保険会社が変わると遡及日は引き継げないのが一般的です(図参照)。他社の商品に切り替える際は、前契約の遡及日を適用できるかを必ず確認してください。

一方、事故発生ベースでは、保険期間内に発生した事故であれば、賠償請求日に関係なく補償の対象となります。現在のPL保険はこの方式が基本ですが、アスベスト訴訟のように次々

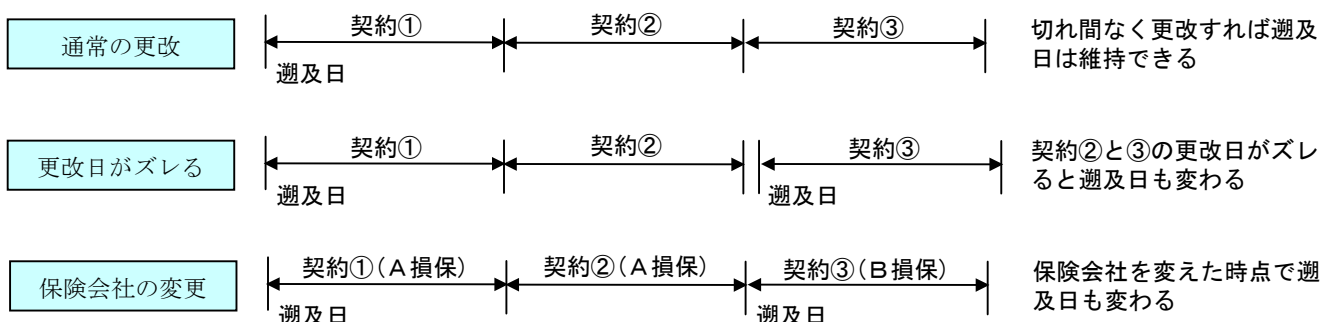
と被害者が名乗り出たような場合でも、保険会社は半永久的に補償義務を負うこととなります。集団訴訟になると賠償金はさらに巨額になるでしょう。つまり保険会社の立場では、この方式はリスクが大きいため、将来的にはすべてのPL保険を損害賠償請求ベースに切り替えていくことも考えられます。

またPL事故の特徴として、製品の製造日あるいは販売日と、事故の発生日、そして損害賠償請求日は大きく異なる場合があります。

たとえばある製品を製造していた会社が、事業縮小により製造部門を停止したからといって、PL事故のリスクも消えたといえるのでしょうか。答えはNOです。会社そのものが存続する以上、その製品を市場およびユーザーからすべて回収でもしない限り、リスクは存在します。

つまり、将来的に事故発生や賠償請求の可能性がきわめて低いと判断できるか、仮に賠償請求されたとしても自社の体力で保有できる確証が得られるまでは、製造停止後もPL保険は継続しておくべきでしょう。

【図】遡及日のイメージ



リスクマネジメントの実践～リスク対策①

リスク分析が終わり、いよいよリスク対策に入ります。リスク対策には大きく分けて「リスクコントロール」と「リスクファイナンス」があります。

リスクコントロールは損害の発生を防止または軽減する手法です。そしてリスクファイナンスは、損害発生に伴う経済的損失を補填する、資金繰りの手法です（図参照）。

では、具体的な対策を考えてみましょう。リスクコントロールは事前対策と事後対策に分かれます。事前対策は、危機が起きる前に対策を打つことで、設計や契約書などの見直しや、機械の定期点検など、できるだけ損害が起きないように、また起きたとしても被害が小さくなるようにするものです。

【図：リスク対策手法】

コントロール	<p>頻度 多 → 少</p> <p>強度 大 → 小</p> <p>○回避 ○低減</p> <p>○軽減 ○容認</p>
ファイナンス	<p>○保有</p> <p>○移転</p>

事後対策は、危機が発生してからいかに早く回復させるか。また、更なる被害の拡大を防ぐ対策です。具体的には、損害の発生頻度（確率）を減少させる対策と、発生時の損害の強度を下げる対策との組み合わせによって行われます。

では、それぞれの対策を紹介してみます。

- ①回避…損害の可能性のある行為そのものを取り止める。
 - 【例】取引先の信用不安により、取引を停止する。
- ②低減…損害の発生頻度を減少させる。
 - ・予防…リスクの環境や要因(ハザード)を取り除き、直接的原因をなくす
 - 【例】機械の定期点検を行い、悪い部品は交換する
 - ・補完…方法を変えたり、予備を持つことで損害の低減をはかる
 - 【例】コンピュータの故障に備え、バックアップを取る
- ③軽減…損害の強度を下げる。
 - ・移転…契約により損失や法的責任を他社に移転する
 - 【例】危ない仕事は下請けなどに依頼する
 - ・分散…財物や機能を分散させ、損害の強度を軽減する
 - 【例】同じ部品を複数の工場で生産し、災害時に部品供給を停止しない
- ④容認…影響の小さいリスクはコントロールせず、自社で処理する。

以上がリスクコントロール対策です。

次回は「リスクファイナンス」

株式会社日本アルマック 代表取締役
日本リスクコンサルタント協会 専務理事
浦嶋 繁樹

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

米国の再現？ 医賠償赤字139億円

医師の約4割が加入している日本医師会医師賠償責任保険制度(医賠償)が、大幅な赤字になっているようです。制度発足の73年から現在まで、加入者から集めた保険料総額791億円に対し、支払われた保険金は842億円で51億円の支払い超過。さらに未払い保険金が88億円あり、累積139億円の赤字です。

特に未払い保険金は比較的最近の訴訟のはずですが、30年間の保険金総額のうち1割強を占めています。つまり、医療事故そのものがここ数年で急増していることが読み取れます。

現在は開業医や病院長に限り保険料を値上げして赤字幅の縮小をはかっていますが、保険料の高騰で医師の廃業が相次ぐ米国の再現となるおそれもあります。今後医療業務を行うには、事故を起こさないのはもちろん、保険に頼らない強い財務体力が必要になるでしょう。それは医師だけでなく、一般企業にも言えることです。

トラック理論と 後継者対策

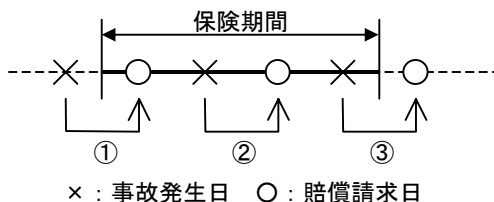
日本マクドナルドの創業者である藤田氏が亡くなった2日前、実は米国本社の会長兼CEOであるジム・カンタルポ氏も急逝していました。藤田氏は経営の第一線から退いていたが、日本マクドナルドでは経営に乱れが生じました。一方のカンタルポ氏は現役でしたが、米本社に大きな混乱はありませんでした。

どんなに元気な経営者でも、トラックにはねられるなど不慮の事故で業務失効不能に陥るリスクはあります。これをトラック理論といいます。この理論に従えば、トップに不測の事態が生じた場合の後継者候補は常に用意しておく必要があるのです。米本社では、カンタルポ氏の死後6時間たらずで取締役会が開かれ、後任の会長兼CEOが指名されました。

国内にも、こうした後継者計画を作成する企業が出ています。トラック理論が通用する点では日米や企業規模に違いはありません。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催「全国リスクマネジメント研究会セミナー」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

【訂正】前号の「リスクファイナンスとしての保険活用」において、事故発生ベースと損害賠償請求ベースのイメージ図に誤りがございましたので訂正いたします。



	事故発生ベース	損害賠償請求ベース
①	補償されない	(正) 補償されない
②	補償される	補償される
③	補償される	補償されない

RM INFORMATION 2004. 7

2004年7月発行 定価420円(税込)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。